



ビックカメラ

第44期 定時株主総会 招集ご通知

開日 催時 2024年11月21日（木曜日）
午前10時

開場 催所 東京都板橋区大山東町51-1
板橋区立文化会館 大ホール

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
11名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

目次

招集ご通知	1頁
株主総会参考書類	6頁
事業報告	23頁
連結計算書類	36頁
計算書類	38頁
監査報告書	40頁

・ おみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

招集通知 閲覧も議決権行使もスマホで簡単

スマート招集



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」で簡単議決権行使
議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取ることで、議決権行使コード等を入力することなく専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。



株式会社 **ビックカメラ**

証券コード 3048

証券コード 3048

2024年11月5日

株 主 各 位

東京都豊島区高田三丁目23番23号

株式会社ビックカメラ

代表取締役社長 秋 保 徹

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、当該ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://www.biccamera.co.jp/ir/library/index7.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ビックカメラ」又は「コード」に当社証券コード「3048」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3048/tei/j/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年11月20日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都板橋区大山東町51-1
板橋区立文化会館 大ホール

3. 会議の目的事項

- (報告事項) (1) 第44期（自2023年9月1日 至2024年8月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第44期（自2023年9月1日 至2024年8月31日）計算書類の内容報告の件

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

3～5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他招集ご通知に関する事項

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、事業報告の「主要な事業所」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」を除いております。

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合



4～5頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

2024年11月20日（水曜日）
午後6時 入力完了分まで

書面（郵送）により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

2024年11月20日（水曜日）
午後6時 到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2024年11月21日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

- ※ インターネット等及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットにより議決権を行使される場合

2024年11月20日（水曜日）

午後6時 入力完了分まで

「スマート行使」 ログインQRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

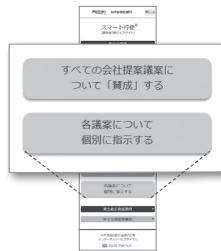
※議決権行使書用紙はイメージです。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

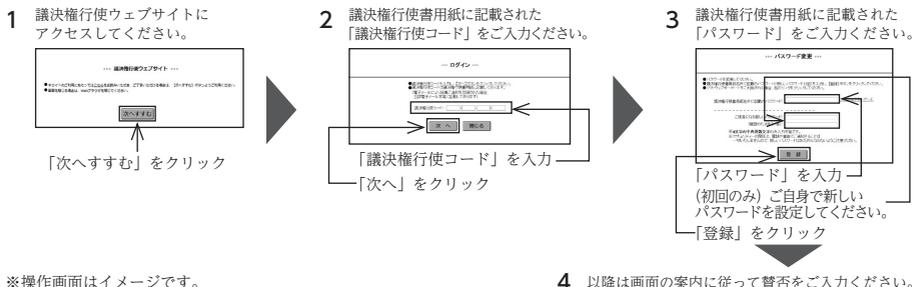
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できません。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



※操作画面はイメージです。

（ご注意）

- ・パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続ください。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担になります。
- ・パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



書面（郵送）により議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

2024年11月20日（水曜日）午後6時 到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。この基本方針のもと、連結配当性向40%を目指すこととしております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当初の予想から増配し、1株につき24円といたしたいと存じます。

なお、2024年5月に中間配当を1株につき9円にて実施しておりますので、中間配当金を加えました通期の年間配当金は33円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき24円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、4,108,381,944円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年11月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役の構成を見直し、一層の経営基盤の強化・充実を図るため2名増員し取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し検討を行った結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び実績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	
1	あきほ とおる 秋 保 徹	代表取締役社長 社長執行役員 株式会社コジマ取締役	再任
2	あべ とおる 安 部 徹	取締役 常務執行役員 内部統制部門管掌	再任
3	なか がわ けい じゅ 中 川 景 樹	取締役 常務執行役員 社長室長 株式会社ラネット代表取締役社長 株式会社TDモバイル代表取締役社長	再任
4	た 村 えい じ 田 村 英 二	取締役 常務執行役員 人財組織開発部門管掌 兼 総務法務部長	再任
5	みぞ ぐち たか はる 溝 口 貴 治	常務執行役員 事業戦略部門管掌 兼 営業統括部長	新任
6	ね もと な ち か 根 本 奈 智 香	取締役 執行役員 サステナビリティ推進室長	再任
7	なか ざわ ゆう じ 中 澤 裕 二	取締役 株式会社コジマ代表取締役社長 社長執行役員	再任
8	とく だ きよし 徳 田 潔	取締役	再任 社外 独立
9	とし みつ たけし 利 光 剛	取締役監査等委員	新任 社外 独立
10	なか 村 まさる 中 村 勝	取締役	再任 社外
11	お がさわ みち あき 小笠原 倫 明		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号 1	あき ほ とおる 秋 保 徹	(1974年12月11日生)	再任
--------------------	-------------------	----------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年 3月	当社入社	2020年 9月	当社取締役専務執行役員事業推進部門管掌商品本部長
2012年 9月	当社執行役員第二商品部長	2020年12月	当社取締役専務執行役員事業推進部門管掌マーケティング本部長
2013年10月	当社執行役員商品部長	2022年 9月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2015年10月	当社執行役員 E C 事業部長	2022年11月	株式会社コジマ取締役（現任）
2017年 2月	当社常務執行役員 E C 事業本部長		
2018年11月	当社取締役常務執行役員 E C 本部長		
2019年 8月	当社取締役常務執行役員商品本部長兼EC本部長		

所有する当社の株式数：4,800株

在任年数：6年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

秋保徹氏は長年にわたり、商品仕入部門・E C 部門の責任者を務め、2022年9月に代表取締役社長 社長執行役員に就任するなど、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことにより当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 2	あ べ とおる 安 部 徹	(1961年 6 月16日生)	再任
--------------------	------------------	-----------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年 7月	当社入社	2020年 9月	当社取締役専務執行役員経営管理部門管掌経理財務本部長
2009年11月	当社取締役経営企画部長	2020年12月	当社取締役専務執行役員経営管理部門管掌経営管理本部長
2010年11月	東京カメラ流通協同組合代表理事(2024年11月退任予定)	2022年 9月	当社取締役専務執行役員経営管理本部長
2012年 9月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長	2023年 9月	当社取締役常務執行役員経理財務管掌
2013年 1月	株式会社東京計画代表取締役社長(現任)	2024年 9月	当社取締役常務執行役員内部統制部門管掌（現任）
2017年 2月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長		

所有する当社の株式数：13,800株

在任年数：15年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

安部徹氏は長年にわたり、経営企画部門の責任者を務め、当社グループ会社の代表取締役等を歴任するなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **3**

なか がわ けい じゅ
中 川 景 樹

(1975年7月17日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年8月	当社入社	2022年9月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2002年8月	株式会社ラネット 取締役		
2009年2月	同社代表取締役社長（現任）	2023年9月	当社取締役常務執行役員情報システム管掌（兼）ロジスティクス管掌
2018年9月	当社執行役員		
2018年11月	当社取締役執行役員		
2018年12月	当社取締役執行役員デジタルコミュニケーション本部長	2023年10月	株式会社TDモバイル代表取締役会長
2020年9月	当社取締役執行役員DX・DC本部長	2024年9月	同社代表取締役社長（現任）
2021年9月	当社取締役常務執行役員経営企画本部副本部長兼事業開発部長	2024年9月	当社取締役常務執行役員社長室長（現任）
		2024年11月	日本BS放送株式会社 取締役（就任予定）

所有する当社の株式数：1,800株

在任年数：6年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

中川景樹氏は、経営企画部門の責任者を務めるほか、携帯電話の販売代理店事業を展開する当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号 **4**

た むら えい じ
田 村 英 二

(1960年1月19日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年6月	当社入社	2021年9月	当社取締役専務執行役員経営戦略部門管掌経営企画本部長
2011年9月	当社執行役員人事部長		
2016年11月	当社取締役執行役員総務本部長兼人事部長	2022年9月	当社取締役専務執行役員関連事業本部長
2017年2月	当社取締役常務執行役員総務本部長兼人事部長	2022年11月	当社取締役専務執行役員関連事業本部長兼A S 事業部長
2018年9月	当社取締役専務執行役員総務本部長兼人事部長	2023年9月	当社取締役常務執行役員総務人事管掌（兼）総務人事部長
2020年9月	当社取締役専務執行役員経営戦略部門管掌経営企画本部長兼経営企画部長	2024年9月	当社取締役常務執行役員人財組織開発部門管掌兼総務法務部長（現任）

所有する当社の株式数：58,100株

在任年数：8年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

田村英二氏は長年にわたり、人事部門・経営企画・総務部門の責任者を務め、その中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者としていたしました。

候補者 番号 5	みぞ ぐち たか はる 溝 口 貴 治	(1974年10月13日生)	新任
----------------------------	--	----------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年 3月	当社入社	2013年11月	株式会社ジェービーエス代表取締役社長
2000年11月	当社池袋東口店店長		
2001年 1月	当社渋谷東口店店長	2015年 6月	当社物流部長
2002年 8月	当社人事部店舗教育室	2021年 7月	株式会社エスケーサービス代表取締役社長
2007年10月	ビックカメラ労働組合中央執行委員長（専従）	2022年 4月	株式会社ビックロジサービス代表取締役社長
2010年 1月	当社新宿東口店店長		
2010年 8月	当社大宮西口そごう店店長	2022年 9月	当社常務執行役員社長室長
2012年 4月	当社物流部課長	2024年 9月	当社常務執行役員事業戦略部門管掌兼営業統括部長（現任）

所有する当社の株式数：1,700株

取締役候補者とした理由

溝口貴治氏は長年にわたり、当社営業店舗で活躍し、その後は物流部門にて当社関連会社の代表取締役社長を務める等、その中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する適任者であると考え、新任の取締役候補者いたしました。

候補者 番号 6	ね もと な ち か 根 本 奈 智 香	(1974年 9月24日生)	再任
----------------------------	--	----------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年 3月	当社入社	2021年11月	当社取締役執行役員経営企画本部副本部長兼サステナビリティ推進部長
2009年 9月	当社池袋本店副店長		
2012年 9月	当社執行役員聖蹟桜ヶ丘駅店店長	2022年 9月	当社取締役常務執行役員人財開発部長
2013年 4月	当社執行役員人事部担当部長		
2021年 9月	当社執行役員経営企画本部副本部長兼サステナビリティ推進部長	2023年 9月	当社取締役執行役員サステナビリティ担当
		2024年 9月	当社取締役執行役員サステナビリティ推進室長（現任）

所有する当社の株式数：2,200株

在任年数：3年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

根本奈智香氏は長年にわたり、当社営業店舗で活躍し、その後人事部門にて女性活躍推進に尽力するなど、その中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 7

なか ざわ ゆう じ
中 澤 裕 二

(1973年12月28日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 6 月	株式会社コジマ入社	2018年 9 月	同社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長
2000年 7 月	同社NEW青葉台店店長	2020年 9 月	同社社長執行役員
2010年 4 月	同社マーケティング企画室マネージャー	2020年11月	同社代表取締役社長社長執行役員(現任)
2012年 2 月	同社マーチャンダイジング部マネージャー	2020年11月	当社取締役(現任)
2014年 9 月	同社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長	2021年 6 月	株式会社とちぎテレビ社外取締役(現任)
2016年 9 月	同社執行役員営業本部営業企画・管理部長		

所有する当社の株式数：2,800株

在任年数：4年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

中澤裕二氏は長年にわたり、当社グループ株式会社コジマの商品部門及び営業部門の責任者を務め、2020年11月に同社代表取締役社長に就任するなど、同社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 8

とく だ きよし
徳 田 潔

(1954年 6 月 7 日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4 月	株式会社日本経済新聞社入社	2015年 7 月	株式会社日本経済新聞社専務執行役員
1994年 9 月	株式会社日経BP出向日経ビジネス副編集長	2016年 6 月	株式会社テレビ東京上席執行役員
2005年 1 月	日経MJ(流通新聞)編集長	2020年 7 月	株式会社テレビ東京ホールディングス嘱託(現任)
2008年 3 月	株式会社日本経済新聞社編集局総務兼電子新聞開発本部事務局長	2020年11月	当社社外取締役(現任)
2013年 3 月	株式会社日本経済新聞デジタルメディア専務取締役		

所有する当社の株式数：1,100株

在任年数：4年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：16/17回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

徳田潔氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をいただいております。また、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会最終の時をもって4年となります。

候補者 番号	9	とし 利	みつ 光	たけし 剛	(1972年5月30日生)	新任	社外	独立
-----------	---	---------	---------	----------	---------------	----	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年 3月	あさがおシステム株式会社設立 取締役	2014年 7月	セブンライツ法律事務所設立 共同代表
2002年10月	株式会社エムティーピーインベストメントテクノロジー研究所（現 株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所）入社	2017年 4月	社会福祉法人慶生会 監事(現任)
		2017年11月	株式会社インテンスプロジェクト 取締役（現任）
2011年12月	弁護士登録 松田総合法律事務所入所	2022年 8月	利光法律事務所設立 代表（現任）
		2022年11月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当社の株式数：1,500株

在任年数：2年（本株主総会終結時）

（監査等委員である取締役在任年数）

取締役会出席状況：17/17回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

利光剛氏は経営者として、また弁護士として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただき、客観的・中立的な立場からガバナンスの維持・強化に貢献いただくことが期待できることから、新任の社外取締役候補者いたしました。

当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者 番号	10	なか 中	むら 村	まさる 勝	(1957年1月11日生)	再任	社外
-----------	----	---------	---------	----------	---------------	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月	株式会社三井銀行入行	2007年 4月	同行プライベートバンキング営業部 部長
1996年10月	株式会社さくら銀行大阪営業第二部 次長	2010年 7月	同行プライベートバンキング営業部 部長兼エグゼクティブプライベートバンカー（現任）
1998年 6月	同行虎ノ門支店副支店長		
1999年10月	同行プライベートバンキング部グループ長	2022年11月	当社社外取締役（現任）
2001年 4月	株式会社三井住友銀行プライベートバンキング営業部グループ長		

所有する当社の株式数：1,500株

在任年数：2年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

中村勝氏は金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、社外取締役として当社経営に対する的確な助言をいただくとともに、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も客観的・中立的な立場から助言や提言が期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号 11

おがさわら みち あき
小笠原 倫 明

(1954年1月29日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年4月	郵政省（現総務省）入省	2016年7月	住友商事株式会社メディア・デジタル事業部門顧問（現任）
2005年2月	総務省大臣官房審議官		
2012年9月	総務省総務事務次官	2019年6月	東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役
2013年10月	株式会社大和総研顧問		
2015年6月	株式会社大和証券グループ本社社外取締役	2020年6月	株式会社富士通フューチャースタディーズ・センター顧問（現任）
2015年6月	株式会社スカパーJSATホールディングス社外取締役	2021年6月	株式会社コーエーテクモホールディングス社外取締役（現任）
2015年7月	損害保険ジャパン株式会社顧問	2022年6月	一般財団法人ゆうちょ財団理事長（現任）

所有する当社の株式数：一株

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

小笠原倫明氏は、総務省において主に情報通信行政に従事し、総務事務次官を務めるなど、長年にわたり要職を歴任してこられ、また、過去及び現在において複数の上場企業の社外取締役としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営への助言及び監督をしていただけることを期待できることから、新任の社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者中澤裕二氏は株式会社コジマの代表取締役であり、当社は同社との間で商品の発注及び代金の支払業務の受託等の取引があるとともに家電品等販売に関する事業において競業関係にあります。
2. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 徳田潔氏、利光剛氏、中村勝氏及び小笠原倫明氏は社外取締役候補者であります。
4. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について当社は、会社法第427条第1項及び定款第31条に基づき、中澤裕二氏、徳田潔氏、利光剛氏及び中村勝氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。4氏の選任が承認されたときは、当社は4氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、新任の社外取締役候補者であります小笠原倫明氏が取締役に選任され社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。
6. 独立役員について
当社は、徳田潔氏及び利光剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任され社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者であります小笠原倫明氏についても、取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位		
1	おお つか のり こ 大 塚 のり こ	取締役常勤監査等委員	再任	
2	きし もと ゆき こ 岸 本 ゆき こ	取締役監査等委員	再任	社外
			独立	
3	すな やま こう いち 砂 山 晃 一	取締役監査等委員	再任	社外
			独立	
4	みなみ しげ よし 南 繁 よし		新任	社外
			独立	

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号 1	おお つか のり こ 大 塚 典 子	(1965年9月22日生)	再任
---------------------	------------------------------	---------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年 8月	当社入社	2013年 9月	当社執行役員内部監査室長兼内部統制室長
1998年 9月	当社池袋東口駅前店店長		
2001年 9月	株式会社ビックトイズ代表取締役社長	2016年11月	当社取締役執行役員内部監査室長兼内部統制室長
2007年 3月	当社内部監査室長	2018年 9月	当社取締役執行役員内部監査・内部統制管掌
2011年 9月	当社内部監査室長兼内部統制室長	2018年11月	当社監査役
		2020年11月	当社取締役（常勤監査等委員） （現任）

所有する当社の株式数：1,300株

在任年数：4年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

監査等委員会出席状況：15/15回

取締役候補者とした理由

大塚典子氏は長年にわたり、内部監査・内部統制部門の責任者を務めるばかりでなく当社グループ会社の代表取締役を歴任するなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を、当社の監査体制強化に十分に発揮することを期待し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者 番号 2	きし もと ゆ き こ 岸 本 裕 紀 子	(1953年11月15日生)	再任	社外	独立
---------------------	---------------------------------	----------------	-----------	-----------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社集英社入社	2004年 4月	日本大学法学部新聞学科非常勤講師
1981年 3月	同社退社		
1990年	著述業としての活動を始める。（現職）	2006年 1月	当社社外監査役
		2020年11月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）

所有する当社の株式数：15,800株

在任年数：4年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

監査等委員会出席状況：15/15回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

岸本裕紀子氏は長年にわたり、作家として、また学識経験者として貴重な経験と幅広い見識を有しておられます。その見識等を独立した立場からの当社経営に対する的確な助言等監査体制の強化に十分に発揮していただくことを期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者 番号	3	すな 砂	やま 山	こう 晃	いち 一	(1957年9月5日生)	再任	社外	独立
-----------	---	---------	---------	---------	---------	--------------	----	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2015年12月	同社社外取締役（監査等委員）
2003年3月	株式会社みずほ銀行新潟万代橋支店長	2020年3月	株式会社共和電業社外取締役（監査等委員）
2004年4月	同行神谷町支店長	2020年11月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2005年8月	同行法務部長	2022年6月	日本金属株式会社社外監査役（現任）
2010年4月	同行執行役員法務部長		
2012年12月	株式会社丸山製作所常任社外監査役		

所有する当社の株式数：1,800株

在任年数：4年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

監査等委員会出席状況：15/15回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

砂山晃氏は金融機関等で培った豊富な経験・実績・見識を有しておられます。その経験等を独立した立場からの当社経営に対する的確な助言等監査体制の強化に十分に発揮していただくことを期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、同氏は過去及び現在において複数の上場企業の社外監査役及び社外取締役監査等委員としての豊富な経験を有することからも、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者 番号	4	みなみ 南	しげ 繁	よし 芳	(1954年2月25日生)	新任	社外	独立
-----------	---	----------	---------	---------	---------------	----	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社群馬銀行入行	2014年6月	同行取締役本店営業部長委嘱
2000年2月	同行桐生南支店長	2016年6月	同行常務取締役本店営業部長委嘱
2002年3月	同行高崎栄町支店長		
2004年2月	同行公務・法人部副部長	2017年6月	同行常務取締役
2006年7月	同行前橋支店長	2018年6月	ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長
2009年6月	同行執行役員澁川支店長		
2011年6月	同行執行役員高崎支店長	2021年6月	前橋倉庫株式会社代表取締役社長
2013年6月	同行常務執行役員高崎支店長	2024年6月	同社顧問（現任）

所有する当社の株式数：一株

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

南繁芳氏は金融機関等で培った豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その経験と知見を活かし、当社の監査体制を強化することができることともに、幅広い視点からの客観的・中立的な助言や提言を期待できることから、新任の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岸本裕紀子氏、砂山晃一氏及び南繁芳氏は社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び定款第31条に基づき、大塚典子氏、岸本裕紀子氏及び砂山晃一氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。3氏の再任が承認されたときは、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
また、新任の社外取締役候補者であります南繁芳氏についても、監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。
5. 独立役員について
当社は、岸本裕紀子氏及び砂山晃一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が監査等委員である取締役に再選され、社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者であります南繁芳氏についても、監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	性別	経営共通スキル・経験					業態独自スキル・経験						
		企業経営・ 経営戦略	事業戦略・ M&A	財務・ 会計	法務・リスク マネジメント	IR・株主 エンゲージ メント	サステナ ビリティ	商品 開発	小売業態 経験、知識	EC/ デジタル	ダイバー シティ、 ウエル ビーイング	人財 育成	トランス フォーメー ション
秋保 徹	男	●	●				●	●	●	●			●
安部 徹	男		●	●	●	●	●	●					
中川 景樹	男	●	●			●	●	●					●
田村 英二	男	●			●		●		●		●	●	
溝口 貴治	男	●					●	●	●			●	●
根本 奈智香	女	●			●		●		●		●	●	
中澤 裕二	男	●	●				●	●	●				●
徳田 潔	男	●					●		●	●			●
利光 剛	男	●	●	●	●		●			●			
中村 勝	男		●	●			●		●				●
小笠原 倫明	男	●			●		●			●			
大塚 典子	女			●	●		●		●		●	●	
岸本 裕紀子	女				●		●				●	●	●
砂山 晃一	男	●		●	●		●						●
南 繁芳	男	●	●	●			●						

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2020年11月19日開催の第40期定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内であり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認頂いております。また、上記とは別枠で、2021年11月19日開催の第41期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額100百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、対象取締役となる、現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は6名であり、第2号議案が承認可決されますと、7名となります。また、本制度の導入に伴い、第41期定時株主総会でご承認をいただきました株式報酬型ストック・オプションに関する報酬制度を廃止し、今後取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与を行うにあたっては、まず、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行に関する取締役会決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。当該金銭債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は報酬委員会の諮問を経たうえで取締役会にて決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

なお、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。また、本議案の内容につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した時点までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。ただし、当該退任又は退職した時点が本払込期日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について合理的な範囲で調整することができる。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

（3）無償取得事由

- ①対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社の取締役会が予め定める地位から退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) 公開買付け等における取扱い

当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始された場合であって、対象取締役から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社は合理的に定める数の本株式について譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(7) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社子会社の取締役に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以上

事業報告

(自 2023年9月1日)
(至 2024年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しております。企業収益は、総じてみれば改善し、雇用情勢は改善の動きがみられ、個人消費は一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられます。

当家電小売業界における売上は、ゲーム等が低調に推移いたしました。スマートフォン、理美容家電等が好調、調理家電等が堅調であったため、総じて堅調に推移いたしました。

こうした状況下において、「専門性と先進性で、より豊かな生活を提案する、進化し続けるこだわりの専門店の集合体」と定めた企業理念のもと、経営戦略として「ビックカメラらしい強い店舗を取り戻す」を掲げ、その実現に向け、「人を成長の原動力とする」を筆頭に、「強い店舗の再構築」、「収益構造の抜本的見直し」及び「中長期の成長戦略」を4大施策として取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた免税売上は、円安要因に加え、海外向け当社公式SNSでの発信や、現地インフルエンサーとの連携強化、航空会社とのクーポン配布施策拡大などの取り組み効果もあり、多様な国々からの集客が進んだ結果、当連結会計年度ではコロナ前を超え過去最高を記録しました。

店舗展開におきましては、グループ会社の株式会社コジマが、2023年11月23日に「コジマ×ビックカメラ 新さっぽろデュオ店」（北海道札幌市）を開店いたしました。また、当社と日本空港ビルデング株式会社との合弁会社のAir BIC株式会社が、臨時休業していた「Air BicCamera 那覇空港店」（沖縄県那覇市）を2024年4月1日より、「Air BicCamera 中部国際空港第1ターミナル1号店」（愛知県常滑市）を同年9月27日より営業再開しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,225億72百万円（前年同期比13.1%増）、営業利益は243億88百万円（前年同期比71.6%増）、経常利益は266億74百万円（前年同期比61.0%増）、税金等調整前当期純利益は232億49百万円（前年同期比130.8%増）となりました。法人税等合計が67億39百万円、非支配株主に帰属する当期純利益が26億1百万円となったため、親会社株主に帰属する当期純利益は139億8百万円（前年同期比373.6%増）となり、ROE（自己資本当期純利益率）は9.6%となりました。

セグメント別売上概況は、次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減率(%)
音響映像商品	119,093	12.9	6.0
家庭電化商品	257,811	27.9	0.5
情報通信機器商品	327,133	35.5	26.7
その他の商品	205,656	22.3	17.3
物品販売事業	909,694	98.6	13.4
B S デジタル放送事業	11,296	1.2	△2.1
その他の事業	1,581	0.2	△2.8
合計	922,572	100.0	13.1

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「“お客様喜ばせ業”をつなぎ、期待を超える」と定めたパースのもと、経営戦略として「顧客基盤の拡充と経営基盤の強化」を掲げ、その実現に向け、「信頼とワクワク感のあるビックカメラらしい店舗の確立によるリピート率の向上」、「グループアセットを活用した新たな顧客囲い込みの実現」、「成長領域への取組強化」及び「経営インフラの強靱化」等を主な施策として取り組んでまいります。

① 信頼とワクワク感のあるビックカメラらしい店舗の確立によるリピート率の向上

お客様を起点にした店舗運営の深化と品揃え強化を継続することにより、ビックカメラらしい強い店舗を確立いたします。更に、お客様の深層心理・視点に基づき、快適な買い物体験を提案するスキル・ノウハウを持ち合わせた販売員の育成や、お客様の潜在ニーズを捉えた、ワクワク感のある売り場の演出等を通じてリピート率の向上を図り、売上と利益の拡大を目指します。

② グループアセットを活用した新たな顧客囲い込みの実現

ポイントカード会員向けサービス体系化をはじめとする、グループでの店舗間連携を推進することにより、顧客囲い込みを実現いたします。また、従来から取り組んでいる、リユース事業、デジタル機器のサービスサポート事業を一層強化することに加え、新たに訪問サポート等のアウトバウンドビジネスに取り組むことにより、買替需要を促し、人口減少等による市場規模の縮小が予想されるなかでも、新たな顧客層を取り込みつつ、シェアの維持・拡大を図ってまいります。

③ 成長領域への取組強化

品揃え強化、検索性の向上など集客力改善に向けた継続的な取組によるEC事業の持続的な成長軌道への復帰、グループ各社との連携をはじめとした成長戦略の策定と実践による法人事業の拡大等に徹底的に取り組むことで、両事業の成長・拡大を目指してまいります。

④ 経営インフラの強靱化

事業部門起点での予算策定と週次PDCAによる予算達成に向けた取組を深化するとともに、経営管理指標の見える化と、その全社的運用体制の確立により、経営管理体制の強化を図ります。また、IT・物流システムをはじめ事業推進を支える経営インフラの構築と最適運用等に徹底的に取り組むことで、経営インフラの強靱化に努めてまいります。

店舗展開につきましては、当社において年1店舗程度、株式会社コジマにおいて年数店舗の新規出店に取り組むことにより、都市型と郊外型の補完関係を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は80億11百万円であります。その内訳は、有形固定資産37億56百万円、無形固定資産39億32百万円、投資その他の資産3億21百万円であり、主なものは、システム開発に係るソフトウェア及び店舗改装等に係る設備の取得であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第41期 (2021年8月期)	第42期 (2022年8月期)	第43期 (2023年8月期)	第44期 (当連結会計年度) (2024年8月期)
売上高 (百万円)	834,060	792,368	815,560	922,572
経常利益 (百万円)	21,629	20,808	16,566	26,674
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,761	5,765	2,936	13,908
1株当たり当期純利益 (円)	49.80	33.22	17.16	81.25
総資産 (百万円)	454,466	456,466	449,840	478,248
純資産 (百万円)	179,523	169,133	176,383	193,179

(6) 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	事業内容
株式会社WILBY	2	100.0	Webサービスの企画・開発・運営
株式会社生毛工房	10	100.0	寝具の製造・販売
株式会社ソフマップ	100	100.0	パソコン・デジタル機器の販売・買取
株式会社東京計画	10	100.0	広告代理業、不動産の賃貸・管理及びゴルフ場の運営
株式会社ビック酒販	50	100.0	酒類・飲食物の販売
株式会社ビックデジタルファーム	50	100.0	情報処理サービス及びその請負
株式会社ビックライフソリューション	10	100.0	飲料水の企画・開発・製造・販売
株式会社ビックロジサービス	40	100.0	一般貨物運送業
株式会社ラネット	500	100.0	携帯電話販売代理店の運営
東京カメラ流通協同組合	14	100.0 (51.0)	共同金融事業
株式会社じゃんぱら	10	(100.0)	携帯電話・パソコン等の買取販売
株式会社TDモバイル	50	(100.0)	携帯電話販売代理店の運営
豊島ケーブルネットワーク株式会社	100	83.1	有線テレビジョン放送事業
日本BS放送株式会社	4,190	61.4	BSデジタル放送事業
株式会社コジマ	25,975	50.7	家庭電化商品等の販売

- (注) 1. 議決権比率の () 内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当社の連結子会社であった株式会社ソーモバイルは、同じく当社の連結子会社である株式会社ラネットを存続会社とする吸収合併（合併期日：2023年9月1日）により消滅しております。
3. 2023年10月1日付で、株式会社TDM準備会社は、株式会社TDモバイルが営む事業（一部店舗を除く。）を吸収分割の方法により承継し、同日付で商号を株式会社TDモバイルに変更しております。

(7) 主要な事業内容（2024年8月31日現在）

当社グループは、当社、子会社23社及び関連会社3社で構成され、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品及びその他の商品の物品販売を行う物品販売事業並びにBSデジタルハイビジョンによるテレビ放送を行うBSデジタル放送事業を主な事業としております。

物品販売事業の主要品目は、次のとおりであります。

区分	主要品目
音響映像商品	カメラ、テレビ、レコーダー、ビデオカメラ、オーディオ 他
家庭電化商品	冷蔵庫、洗濯機、調理家電、季節家電、理美容家電 他
情報通信機器商品	パソコン本体、パソコン周辺機器、携帯電話 他
その他の商品	ゲーム、時計、中古パソコン等、スポーツ用品、玩具、メガネ・コンタクト、酒類・飲食物、医薬品・日用雑貨 他

(8) 使用人の状況 (2024年8月31日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物品販売事業	11,452名 (7,827名)	1,390名増 (320名増)
B S デジタル放送事業	104名 (16名)	- (1名増)
その他の事業	32名 (14名)	2名減 (2名増)
合計	11,588名 (7,857名)	1,388名増 (323名増)

(注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。

2. () は臨時雇用者数 (アルバイト、派遣社員を含む) であり、年間の平均人員 (1日1人8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,755名 (1,758名)	307名増 (26名増)	37.1歳	12.8年

(注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。

2. () は臨時雇用者数 (アルバイト、派遣社員を含む) であり、年間の平均人員 (1日1人8時間換算) を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年8月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	20,276
株式会社三井住友銀行	13,018
株式会社日本政策投資銀行	11,250
株式会社足利銀行	9,650
株式会社りそな銀行	7,854

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	508,200,000株
(2) 発行済株式の総数	188,146,304株
(3) 株主数	315,457名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
管理信託(A001) 受託者 株式会社SMB C信託銀行	15,698,100	9.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,284,900	8.34
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026	12,657,000	7.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,691,500	6.83
株式会社ラ・ホールディングス	9,590,260	5.60
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)	8,617,600	5.03
野村信託銀行株式会社(信託口2052152)	7,500,000	4.38
株式会社 T B S テレビ	6,119,000	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079254)	4,646,530	2.71
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)	2,258,070	1.32

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (16,963,723株) を控除して計算しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 管理信託 (A001) 受託者 株式会社SMB C信託銀行、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)、野村信託銀行株式会社 (信託口2052152)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079254) 及び野村信託銀行株式会社 (信託口2052116) の全持株数並びに株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数のうち12,503,400株 (持株比率7.30%) については、新井隆二氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2024年8月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋 保 徹	社長執行役員
取 締 役	安 部 徹	常務執行役員経理財務管掌、株式会社東京計画代表取締役社長、東京カメラ流通協同組合代表理事
取 締 役	中 川 景 樹	常務執行役員情報システム管掌兼ロジスティクス管掌、株式会社ラネット代表取締役社長、株式会社T Dモバイル代表取締役会長
取 締 役	田 村 英 二	常務執行役員総務人事管掌兼総務人事部長
取 締 役	根 本 奈智香	執行役員サステナビリティ担当
取 締 役	中 澤 裕 二	株式会社コジマ代表取締役社長社長執行役員
取 締 役	上 村 武 志	
取 締 役	徳 田 潔	
取 締 役	中 村 勝	
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 塚 典 子	
取 締 役 (監査等委員)	岸 本 裕紀子	
取 締 役 (監査等委員)	砂 山 晃 一	
取 締 役 (監査等委員)	利 光 剛	

- (注) 1. 取締役上村武志氏、取締役徳田潔氏、取締役中村勝氏、取締役岸本裕紀子氏、取締役砂山晃一氏及び取締役利光剛氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役上村武志氏、取締役徳田潔氏、取締役岸本裕紀子氏、取締役砂山晃一氏及び取締役利光剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 ・2023年11月22日開催の第43期定時株主総会における異動
 退任 取締役 川村仁志氏
4. 代表取締役社長秋保徹氏は、株式会社コジマの取締役を兼職しております。
5. 取締役中澤裕二氏は、株式会社とちぎテレビの社外取締役を兼職しております。
6. 取締役(監査等委員)大塚典子氏、砂山晃一氏及び利光剛氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・大塚典子氏は、長年にわたり、内部監査・内部統制部門の責任者を務めるばかりでなく当社グループ会社の代表取締役を歴任しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。
 ・砂山晃一氏は、金融機関において要職を歴任されたのち、上場企業の社外取締役(監査等委員)及び社外監査役等を歴任しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。
 ・利光剛氏は、経営者として、また弁護士として、豊富な経験・実績・見識を有しております。
7. 取締役(監査等委員)砂山晃一氏は、日本金属株式会社の社外監査役を兼職しております。
8. 取締役(監査等委員)利光剛氏は、株式会社インテンスプロジェクトの取締役を兼職しております。

9. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は、次の11名であります。

役職名	氏名
常務執行役員営業統括管掌兼商品統括管掌兼営業統括部長	佐藤 壮史
執行役員社長室長	溝口 貴治
執行役員社長室担当部長	中西 敏広
執行役員営業統括部副部長兼EC事業部長	儘田 雅樹
執行役員営業統括部副部長兼営業部長	松浦 竜生
執行役員ロジスティクス部長	畑中 英治
執行役員グループ内部統制統括部長	芋谷 秀信
執行役員商品統括部長兼商品事業部長	矢崎 信雅
執行役員社長室担当部長兼経営企画担当	佐藤 佑太
執行役員有楽町店店長	川崎 義勝
執行役員総務人事部担当部長	帆加利祥子

11. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
安部 徹	取締役 (常務執行役員経理財務管掌)	取締役 (常務執行役員内部統制部門管掌)	2024年9月1日
中川 景樹	取締役 (常務執行役員情報システム管掌兼ロジスティクス管掌)	取締役 (常務執行役員社長室長)	2024年9月1日
田村 英二	取締役 (常務執行役員総務人事管掌兼総務人事部長)	取締役 (常務執行役員人財組織開発部門管掌兼総務法務部長)	2024年9月1日
根本奈智香	取締役 (執行役員サステナビリティ担当)	取締役 (執行役員サステナビリティ推進室長)	2024年9月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、いずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる基本方針を決議し、2023年8月29日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬体系は、各取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役の報酬は、①各取締役の役割に応じた金銭による「基本報酬」、②短期インセンティブとしての会社業績と個人のミッション達成状況からなる金銭による「業績連動報酬等」、③中長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成いたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定し、その報酬は、客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

また、中長期の業績にコミットする観点から、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任任期中、継続する制度を設けております。

報酬決定プロセスについては、取締役及び執行役員の報酬額の決定にあたっては、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を議長とする任意の報酬委員会にて検討を行い、取締役会にて決議しております。また、報酬制度の妥当性については、取締役会から諮問を受けた報酬委員会にて審議し、その結果を取締役に答申しております。報酬委員会は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）が議長を担うとともに、委員の過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成することで、客観性・透明性を強化しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、予め定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給する。

ロ、業績連動報酬等にかかる業績指標の内容の決定に関する方針

取締役に対する業績連動報酬等である業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションにかかる業績指標は、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要であるため、連結及び単体の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益（連結は親会社株主に帰属する当期純利益）とする。業績指標については、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

ハ、業績連動報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役に対する金銭による業績連動報酬等は、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社及び個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任期間中、月次の報酬として支給する。

二、株式報酬型ストック・オプションの内容及びその数の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬制度であり、その割当て数は取締役会の決議をもって決定する。

各事業年度における単体営業利益及び連結営業利益等を業績指標とした業績目標を定め、業績目標を達成した場合に支払うものとする。その支払時期は、対象期間の末日の属する月とする。また、退任時に限り権利行使を認めるものとする。

なお、新株予約権者の行為が、法令又は当社の社内規程等に違反したと取締役会が判断したとき、ストック・オプションに係る新株予約権割当契約書に定める事項に違反したとき、会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害を与えたと取締役会が判断したとき、当社の事前の書面による承諾なく競業会社の役員又は顧問等に就任したときは、累積した新株予約権を放棄するものとする。

ホ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。

代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定とする。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定する。

ヘ、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬型ストック・オプションの額の割合の決定に関する方針

取締役の報酬水準、並びに基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の相互の割合は、当社と同程度の事業規模に属する企業等を参照して決定する。具体的には、現金報酬は基本報酬50%、業績連動報酬等50%とし、株式報酬型ストック・オプションは前

記二. のとおり、業績目標を達成した場合に付与するものとする。

取締役の一任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

② 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	183 [24]	112 [24]	71 [-]	- [-]	9 [3]
取締役 (監査等委員)	32 [17]	32 [17]	- [-]	- [-]	4 [3]
合計	215 [41]	144 [41]	71 [-]	- [-]	13 [6]

- (注) 1. 上記には、2023年11月22日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が含まれております。
2. 支給人員には、報酬を受け取っていない取締役（監査等委員を除く。）1名は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年11月19日開催の第40期定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名（うち社外取締役3名）です。また、2021年11月19日開催の第41期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年11月19日開催の第40期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）は3名です。
5. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定の理由、業績連動報酬等の額の算定の方法については、〔(4)①ロ.ハ.及びニ.〕に記載しております。なお、業績目標に対し、2023年8月期の連結実績は、売上高は815,560百万円（目標比△7,939百万円で未達成）、営業利益は14,215百万円（目標比△3,084百万円で未達成）、経常利益は16,566百万円（目標比△2,733百万円で未達成）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,936百万円（目標比△4,863百万円で未達成）、単体実績は、売上高は425,526百万円（目標比+8,026百万円で達成）、営業利益は847百万円（目標比+347百万円で達成）、経常利益は3,860百万円（目標比+710百万円で達成）、当期純損失は4,304百万円（目標比△6,204百万円で未達成）となりました。
6. 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長社長執行役員秋保徹氏が社業全般を統括していることから、取締役会決議に基づきその具体的な決定を同氏に一任しており、一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役（監査等委員を除く。）の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定としております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。
7. 社外取締役に対する報酬及びその人数は、〔 〕内に内数にて記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役砂山晃一氏は、日本金属株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役利光剛氏は、株式会社インテンスプロジェクトの取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 上村 武志	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。経営者としての豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。上記の客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 徳田 潔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。経営者としての豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。上記の客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 中村 勝	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。金融機関における豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。上記の客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 岸本 裕紀子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。長年にわたる作家及び学識経験者としての貴重な経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記の独立の立場からなされた活動は、当社の監査体制強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 砂山 晃一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。金融機関及び他社の監査役等で培った豊富な経験・実績・見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記の独立の立場からなされた活動は、当社の監査体制強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 利光 剛	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。経営者として、また弁護士としての豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記の独立の立場からなされた活動は、当社の監査体制強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。この基本方針のもと、連結配当性向40%を目指しております。

当事業年度の期末配当につきましては、当社普通株式1株当たり24円とさせていただきます予定であります。なお、年間配当は1株当たり33円（中間配当9円、期末配当24円）となります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

(注) 本事業報告中の百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	263,467	流動負債	213,009
現金及び預金	71,396	買掛金	50,014
売掛金	49,336	短期借入金	61,190
商品及び製品	109,481	1年内償還予定の社債	200
原材料及び貯蔵品	680	1年内返済予定の長期借入金	16,788
番組勘定	276	リース債務	265
その他	32,485	未払法人税等	6,353
貸倒引当金	△189	契約負債	31,529
固定資産	214,780	賞与引当金	6,154
有形固定資産	80,031	店舗閉鎖損失引当金	158
建物及び構築物	24,668	資産除去債務	264
機械装置及び運搬具	2,936	その他	40,089
土地	47,038	固定負債	72,059
リース資産	727	長期借入金	25,559
建設仮勘定	94	リース債務	280
その他	4,566	繰延税金負債	655
無形固定資産	39,354	契約負債	9,005
のれん	9,649	商品保証引当金	139
その他	29,704	店舗閉鎖損失引当金	109
投資その他の資産	95,394	退職給付に係る負債	20,993
投資有価証券	25,468	資産除去債務	10,742
長期貸付金	1,772	その他	4,574
繰延税金資産	20,760	負債合計	285,068
退職給付に係る資産	3,390	純資産の部	
差入保証金	39,567	株主資本	141,408
その他	5,144	資本金	25,929
貸倒引当金	△710	資本剰余金	27,055
資産合計	478,248	利益剰余金	110,094
		自己株式	△21,670
		その他の包括利益累計額	10,871
		その他有価証券評価差額金	10,084
		退職給付に係る調整累計額	787
		新株予約権	169
		非支配株主持分	40,729
		純資産合計	193,179
		負債・純資産合計	478,248

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2023年9月1日)
(至 2024年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		922,572
売 上 原 価		678,926
売 上 総 利 益		243,646
販売費及び一般管理費		219,257
営 業 利 益		24,388
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	64	
受 取 配 当 金	321	
持分法による投資利益	119	
受 取 手 数 料	1,687	
受 取 保 険 金	368	
そ の 他	440	3,002
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	350	
支 払 手 数 料	212	
そ の 他	153	716
経 常 利 益		26,674
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	
事 業 譲 渡 益	405	
そ の 他	64	560
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	138	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
減 損 損 失	3,193	
事 業 撤 退 損	647	
そ の 他	2	3,985
税金等調整前当期純利益		23,249
法人税、住民税及び事業税	7,234	
法人税等調整額	△495	6,739
当 期 純 利 益		16,510
非支配株主に帰属する当期純利益		2,601
親会社株主に帰属する当期純利益		13,908

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	125,621	流動負債	157,320
現金及び預金	6,717	買掛金	35,994
売掛金	19,607	短期借入金	59,940
商品	61,044	1年内返済予定の長期借入金	11,325
貯蔵品	125	リース債務	146
前渡金	172	未払金	8,854
前払費用	4,507	未払費用	7,285
未収入金	18,086	未払法人税等	3,323
その他	15,364	契約負債	23,041
貸倒引当金	△4	預り金	1,718
固定資産	160,544	前受収益	194
有形固定資産	46,882	賞与引当金	2,854
建物	11,540	店舗閉鎖損失引当金	84
構築物	94	資産除去債務	152
機械及び装置	144	その他	2,404
車両運搬具	0	固定負債	38,564
工具、器具及び備品	2,186	長期借入金	7,500
土地	32,624	リース債務	167
リース資産	286	退職給付引当金	17,276
建設仮勘定	4	店舗閉鎖損失引当金	14
無形固定資産	20,846	資産除去債務	5,327
借地権	11,028	契約負債	5,836
商標	2	その他	2,443
ソフトウェア	7,552	負債合計	195,885
その他	2,263	純資産の部	
投資その他の資産	92,815	株主資本	81,155
投資有価証券	19,749	資本金	25,929
関係会社株式	25,381	資本剰余金	27,080
出資金	341	資本準備金	27,019
関係会社出資金	3	その他資本剰余金	61
関係会社長期貸付金	13,162	利益剰余金	49,816
長期前払費用	2,914	利益準備金	27
繰延税金資産	12,024	その他利益剰余金	49,789
差入保証金	24,110	別途積立金	8,760
その他	268	繰越利益剰余金	41,029
貸倒引当金	△5,142	自己株式	△21,670
資産合計	286,165	評価・換算差額等	9,092
		その他有価証券評価差額金	9,092
		新株予約権	31
		純資産合計	90,279
		負債・純資産合計	286,165

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年9月1日
至 2024年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		450,356
売 上 原 価		340,557
売 上 総 利 益		109,798
販売費及び一般管理費		103,415
営 業 利 益		6,383
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
受 取 配 当 金	3,179	
受 取 手 数 料	1,575	
そ の 他	511	5,330
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	187	
賃 貸 収 入 原 価	35	
そ の 他	22	244
経 常 利 益		11,468
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	76	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入	47	
そ の 他	7	130
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	72	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
減 損 損 失	1,922	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,130	
そ の 他	2	3,127
税 引 前 当 期 純 利 益		8,472
法人税、住民税及び事業税	2,785	
法 人 税 等 調 整 額	△455	2,329
当 期 純 利 益		6,142

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月19日

株式会社 ビックカメラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビックカメラの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビックカメラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月19日

株式会社 ビックカメラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野辺	純	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	信	治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビックカメラの2023年9月1日から2024年8月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月21日

株式会社ビックカメラ 監査等委員会

常勤監査等委員 大塚 典子 ㊟

監査等委員 岸本 裕紀子 ㊟

監査等委員 砂山 晃一 ㊟

監査等委員 利光 剛 ㊟

(注) 監査等委員岸本裕紀子、砂山晃一及び利光剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：板橋区立文化会館 大ホール
東京都板橋区大山東町51-1 電話 03 (3579) 2222



- (交通) ●東武東上線「大山」駅
①北口(上りホーム)改札を出て、徒歩約5分
②南口(下りホーム)改札を出たあと、踏切を渡り遊座大山商店街方面へ徒歩約6分<踏切でお時間を要する場合がございます>
③東口(下りホーム)改札を出たあと、地下道を通り北口方面へ、徒歩約5分<改札利用時間7:00~22:00>
- 都営三田線「板橋区役所前」駅
A3出口から徒歩約7分
※板橋区立グリーンホールとお間違えのないようにご注意ください。

本総会は、おみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を含む)の配布は一切ございません。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

